

平成20年4月から「老人保健制度」が変わります

75歳以上の高齢者を対象とする新たな高齢者医療制度（後期高齢者医療制度）が創設されます。

現在、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は国民健康保険や社会保険等の健康保険等に加えながら、「老人保健制度」で医療を受けていますが、この老人保健制度は平成20年3月で廃止され、平成20年4月からは新しく創設される「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

鳥取県では、この後期高齢者医療制度の運営をするため、県内の市町村すべてが加入した「鳥取県後期高齢者医療広域連合」

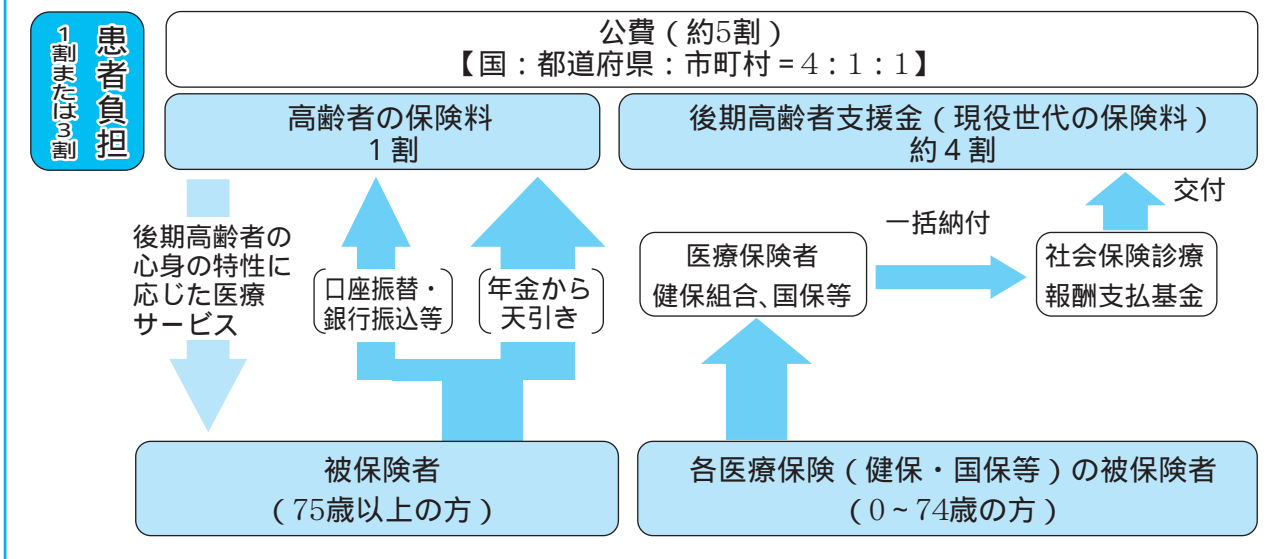
が平成19年2月1日に設立されました。広域連合の事務局は湯梨浜町役場東郷庁舎におかれ、平成20年度施行に向けての準備が進められています。

後期高齢者医療制度は、広域連合が運営主体（保険者）となり、市町村では、保険料の徴収、被保険者からの申請・届出の受付や被保険者証・各種証明書の引渡しなどの窓口業務を行います。

～現在の医療制度との変更点～

	老人保健法による医療制度 （平成20年3月31日まで）	後期高齢者医療制度 （平成20年4月1日から）
運営主体	市町村	鳥取県内の全市町村が加入する広域連合（申請・届出・保険料の徴収事務は市町村が行う）
対象者	75歳以上の方又は65歳以上の一定の障害のある方	変更なし
健康保険	国保、社保等の健康保険に加入	鳥取県後期高齢者医療保険に加入（現在の国保、社保等から脱退する）
医療機関で受診する際	健康保険証と老人保健法医療受給者証（ピンク）を提示する	後期高齢者医療被保険者証を提示する（平成20年3月交付予定）
医療機関での負担割合	1割負担 （現役並み所得者は3割負担）	変更なし
保険料	国民健康保険以外の健康保険の被扶養者は負担なし	広域連合で決められた保険料を支払う（軽減措置あり）

後期高齢者医療制度の仕組み



保険証

後期高齢者医療制度では、独自の保険証が1人に1枚交付されます。現在の老人保健受給者証サイズの保険証を平成20年3月にお届けする予定にしています。

保険料

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が所得などに応じて決められる保険料を納めます。原則として介護保険と同様に、年金から天引きされます。

保険料の額は、広域連合で決められ、県内均一の保険料となります。被保険者1人当たりいくらかと決められる「均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。所得の低い方は、保険料の均等割額が世帯の所得水準にあわせて、7割、5割、2割軽減されます。また、健康保険や共済組合の被扶養者だった方など、こ

給付

後期高齢者医療制度の給付は、老人保健制度と変わりません。医療機関で受診される時は、保険証を忘れずに窓口提示してください。保険証に明記されている自己負担割合どおり、かかった医療費の1割または3割の窓口負担をお願いします。

後期高齢者支援金の創設
現役世代の後期高齢者医療に対する支援金が創設されます。加入中の医療保険の保険料に、支援金相当分も併せて支払っていただくこととなります。

おことわり

この広報は、国が示す資料などに基づき説明していますが、今後変更されることもあります。

【問合せ先】総合福祉課 健康増進室 ☎68-5536
鳥取県後期高齢者医療広域連合 ☎0858-32-1097